

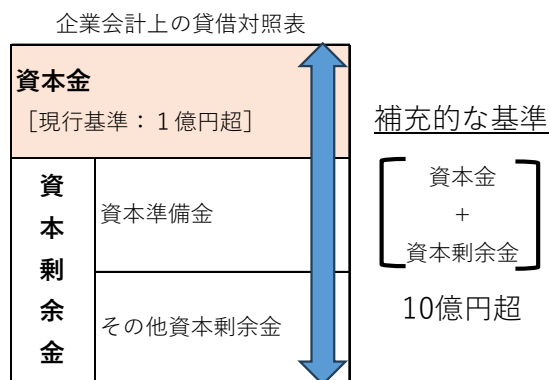
法人事業税（外形標準課税）の適用対象法人の見直しについて

法人事業税の外形標準課税について、現行の外形標準課税の対象法人（事業年度末日において資本金1億円超の法人）に加え、下記1・2の法人が外形標準課税の対象となりますので、お知らせします。

1 減資への対応（令和7年4月1日以後開始事業年度から適用）

当分の間、以下の要件をすべて満たす法人は、外形標準課税の対象となります。

- ・前事業年度が外形標準課税の対象法人
- ・事業年度末日において、資本金の額又は出資金の額（以下「資本金」という。）が1億円以下
- ・事業年度末日において、払込資本の額（資本金＋資本剰余金）が10億円超

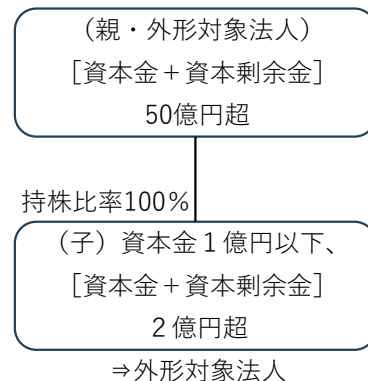


2 100%子法人等への対応（令和8年4月1日以後開始事業年度から適用）

以下の要件をすべて満たす法人は、外形標準課税の対象となります。

- ・特定法人との間に当該特定法人による法人税法に規定する完全支配関係がある法人又は100%グループ内の複数の特定法人に発行済株式等の全部を保有されている法人
- ・事業年度末日において、払込資本の額（資本金＋資本剰余金）が2億円超

※特定法人：払込資本の額（資本金＋資本剰余金）が50億円を超える法人等



お問合せは管轄の県税事務所 法人担当までお願いします。

中央県税事務所 043 (231) 2300	東金県税事務所 0475 (54) 0223
千葉西県税事務所 043 (279) 7111	茂原県税事務所 0475 (22) 1721
船橋県税事務所 047 (433) 1278	館山県税事務所 0470 (22) 7117
松戸県税事務所 047 (361) 2279	木更津県税事務所 0438 (25) 1110
柏県税事務所 04 (7147) 8743	市原県税事務所 0436 (22) 2171
佐倉県税事務所 043 (483) 1114	
香取県税事務所 0478 (54) 1314	
旭県税事務所 0479 (62) 0772	

<https://www.pref.chiba.lg.jp/zeimu/jimusho/index.html>

